

1 過去の入札談合等関与行為防止法適用事例

適用事例	内容
<p>東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業における事例 (令和元年7月11日、 東京都知事に対し改善措置要求)</p>	<p>東京都の職員(金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長及び朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任)は、各浄水場の排水処理施設運転管理作業について、契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。</p>
<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例 (平成26年3月19日、 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求)</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は、北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。</p>
<p>国土交通省が発注する一般土木工事における事例 (平成24年10月17日、 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は、土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について、特定の事業者の役員からの求めに応じ、当該工事の入札書の提出締切日前までに、入札参加業者の名称、入札参加業者の評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。</p>
<p>茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例 (平成23年8月4日、 茨城県知事に対し改善措置要求)</p>	<p>茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は、境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について、同事務所の所長の承認の下、各工事の落札予定者を決定し、当該工事の入札前に、落札予定者についての意向を、建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。</p> <p>また、茨城県の職員(境工事事務所の所長)は、特定の事業者からの要望を受け、境工事事務所発注の特定舗装工事について、当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため、発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して、当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。</p>
<p>青森市が発注する土木一式工事における事例 (平成22年4月22日、 青森市長に対し改善措置要求)</p>	<p>青森市特別理事の職にあった者は、青森市発注の特定土木一式工事について、特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。</p>
<p>防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例 (平成22年3月30日、 防衛大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>防衛省の職員は、防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について、当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>

適用事例	内容
<p>国土交通省が発注する車両管理業務における事例 (平成21年6月23日、 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は、特定の事業者に対し、毎年、車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。</p>
<p>札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例 (平成20年10月29日、 札幌市長に対し改善措置要求)</p>	<p>札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>国土交通省が発注する水門設備工事における事例 (平成19年3月8日、 国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者を示すなどしていた。</p>
<p>日本道路公団が発注する鋼橋上部工事における事例 (平成17年9月29日、 日本道路公団総裁に対し改善措置要求)</p>	<p>日本道路公団役員は、鋼橋上部工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。 また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。</p>
<p>新潟市が発注する建設工事における事例 (平成16年7月28日、 新潟市長に対し改善措置要求)</p>	<p>新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。</p>
<p>岩見沢市が発注する建設工事における事例 (平成15年1月30日、 岩見沢市長に対し改善措置要求)</p>	<p>岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。</p>

2 最近の入札談合・受注調整事件

件名 措置年月日	内容
<p>令和7年（措）第15号 地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件 （令和7年12月19日）</p>	<p>日本交通技術(株)、ジェイアール東海コンサルタンツ(株)、大日コンサルタント(株)、(株)トーニチコンサルタント及び丸栄調査設計(株)の5社（以下「5社」という。）並びに東海旅客鉄道(株)の6社は、特定跨線橋点検等業務について、5社の中から受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>令和7年（措）第10号 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者に対する件 （令和7年6月23日）</p>	<p>(株)セレスポ、(株)電通グループ、(株)博報堂、(株)電通、(株)東急エージェンシー、(株)フジクリエイティブコーポレーション、(株)セイムトゥー及び(株)ADKマーケティング・ソリューションズは、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務（注）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 （注）「特定テストイベント・本大会業務」とは、組織委員会が一般競争入札の方法により発注するテストイベント計画立案等業務並びに同業務の受注者に対して特別契約の方法により発注されることとされていたテストイベント実施等業務及び本大会運営等業務をいう。</p>
<p>令和7年（措）第3号及び第4号 機械式駐車装置メーカーらに対する件 （令和7年3月24日）</p>	<p>機械式駐車装置メーカーらは、特定地下式PS設置工事について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（第3号）</p>
	<p>機械式駐車装置メーカーらは、特定エレベーター方式PS設置工事について、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。（第4号）</p>
<p>令和7年（措）第1号及び第2号 山形県が発注する豚熱ワクチン及び公益社団法人山形県畜産協会が発注する動物用ワクチンの入札等の参加業者に対する件 （令和7年3月13日）</p>	<p>山形県発注の豚熱ワクチンの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者が受注できるようにしていた。（第1号）</p>
	<p>公益社団法人山形県畜産協会発注の動物用ワクチンの入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第2号）</p>
<p>令和6年（措）第12号、第15号及び第16号 損害保険会社らに対する件 （令和6年10月31日）</p>	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)、東京海上日動火災保険(株)及び共立(株)は、共同して、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が管理する国家石油・石油ガス備蓄基地等を対象とする企業財産包括保険等について、三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)が事前に想定した引受保険料及び引受割合で受注できるようにしていた。（第12号）</p>
	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、警視庁が希望制指名競争入札の方法により発注する任意自動車保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第15号）</p>

件名 措置年月日	内容
	<p>三井住友海上火災保険(株)、損害保険ジャパン(株)及び東京海上日動火災保険(株)は、共同して、東京都発注の病院賠償責任保険について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(第16号)</p>
<p>令和6年(措)第7号 青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らに対する件 (令和6年5月30日)</p>	<p>青森市が発注する新型コロナウイルス感染症患者移送業務の入札参加業者らが ① 受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力すること ② 受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託すること を合意していた。</p>
<p>令和6年(措)第6号 名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者に対する件 (令和6年5月22日)</p>	<p>名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>令和6年(措)第2号 独立行政法人国立印刷局が発注する再生巻取用紙の入札参加業者らに対する件 (令和6年3月14日)</p>	<p>独立行政法人国立印刷局発注の再生巻取用紙の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>令和6年(措)第1号 東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者に対する件 (令和6年3月4日)</p>	<p>東邦瓦斯供給区域に所在する大口需要家が発注する都市ガスの見積り合わせ等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>

3 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条（略）

②～⑤（略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨（略）

〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

〔排除措置〕

第七条（略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四（略）

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約であつて、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務の供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、第一号から第三号までに掲げる額の合計額に百分の十を乗じて得た額及び第四号に掲げる額の合算額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一～四（略）

②・③（略）

〔不当な取引制限に係る課徴金の調査協力減算〕

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者（以下この条において「報告等事業者」という。）から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容その他の事情を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一・二（略）

②～⑪（略）

令和元年改正法附則（抄）

第六条 施行日前に既になくなっていく施行日前違反行為についての課徴金の額の計算については、なお従前の例による。

- 2 施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定するものに限る。）として開始された行為であって、施行日以後になくなったもの（施行日以後において、新独占禁止法第七条の二第一項、第七条の九第一項又は第八条の三に規定する違反行為に該当するものに限る。）についての課徴金の額（施行日前違反行為に係る部分に限る。）の計算については、新独占禁止法第七条の二（新独占禁止法第七条の九第三項又は第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の三（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第七条の八第四項（新独占禁止法第七条の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、新独占禁止法第七条の二及び第七条の三の規定の適用に係る部分に限る。）及び第七条の九第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、旧独占禁止法第七条の二第一項中「から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。」とあるのは、「（当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知（第六項に規定する事前通知をいう。）を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）の施行の日（以下この項において「改正法施行日」という。）の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの期間」とする。

3～5（略）

令和元年改正前独占禁止法の規定

〔課徴金〕

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二（略）

②～⑦（略）

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二（略）

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四（略）

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第三条（略）

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3（略）

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5（略）

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7（略）

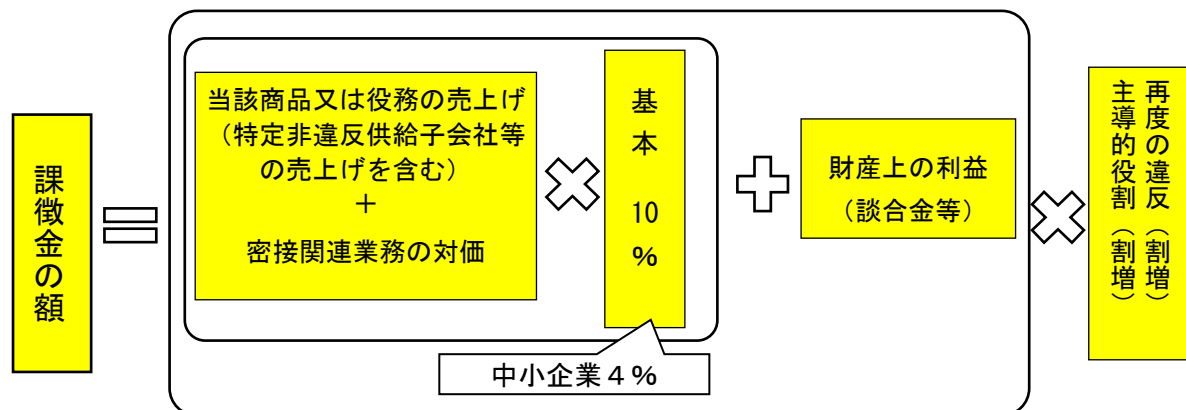
4 課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

(2) 課徴金額の計算

カルテル・談合の実行期間中の事業者及びその特定非違反供給子会社等の対象商品又は役務の売上額又は購入額及び違反行為の実行期間における密接関連業務^(注1)の対価の額に相当する額を基に、事業者の規模に応じて定められた課徴金算定率を乗じた額と違反行為の実行期間において得た談合金等^(注2)に相当する額を合計して計算する^(注3)。また、再度の違反^(注4)又は主導的役割^(注5)のいずれかに該当する場合には、合計して計算された額を5割増しとし、いずれにも該当する場合には合計して計算された額を10割増しとする。



(注1) 対象商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う、商品又は役務の供給であって、他の違反行為者等が対象商品・役務を供給するために必要とされるもの。

(注2) 対象商品又は役務を供給しないこと等に関して得た財産上の利益（第7条の2第1項第4号）。

(注3) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の8第2項）。

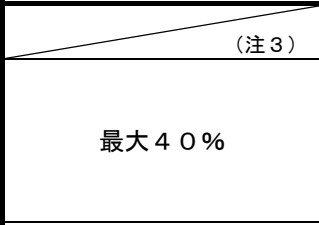
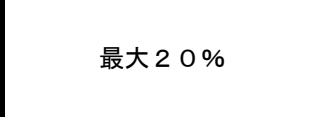
(注4) 「再度の違反」の割増しは、調査開始日から遡り10年以内に、①課徴金納付命令等を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、②その完全子会社が課徴金納付命令等（当該命令等の日以後において完全子会社の関係にある場合に限る。）を受けた事業者（当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、③合併、事業譲渡又は事業分割の相手方である事業者が課徴金納付命令等を受けた事業者（当該合併、事業譲渡又は事業分割の日以後において違反行為をしていた者に限る。）、に対して適用される。ただし、調査開始日から遡り10年以内に受けた課徴金納付命令が確定していない場合はこの限りではない（第7条の3第1項）。

(注5) 「主導的役割」の割増しは、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の3第2項）。

(3) 課徴金減免制度及び調査協力減算制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の4第1項～第3項）。

また、課徴金減免制度による課徴金額の減免に加えて、調査協力減算制度の適用を受ける事業者については、事業者の協力が事件の真相解明に資する程度に応じ、課徴金額が減算される^(注1・2)（第7条の5第1項～第3項）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率	+	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率 (調査協力減算制度)	=	適用される減免率
前	1位	全額免除	+	 最大40%	=	全額免除
	2位	20%				最大60%
	3～5位	10%				最大50%
	6位以下	5%				最大45%
後	最大3社 (注4)	10%	+	 最大20%	=	最大30%
	上記以下	5%				最大25%

(注1) 報告した事実又は提出した資料に虚偽の内容が含まれていたなど減免失格事由に該当する場合は、課徴金の減免を受けることはできない(第7条の6)。

(注2) 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる(第7条の4第4項)。

(注3) 調査開始日より前に1番目に課徴金減免申請をした事業者は、調査協力減算制度の対象とはならない。

(注4) 調査開始日以後の申請者のうち3番目以内であり、調査開始日前及び調査開始日以後の申請者のうち5番目以内である場合に限る。

(4) 課徴金の額の計算に係る経過措置

違反行為が、令和元年改正法施行日(令和2年12月25日。以下「施行日」という。)前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、施行日前の違反行為に係る部分の課徴金の額の計算は、令和元年改正法による改正前の独占禁止法(以下「旧独占禁止法」とし、旧独占禁止法の規定は「旧第●条第●項」とする。)の規定により行う(令和元年改正法附則第6条第2項)。

ア カルテル・談合の実行期間中(最長3年間)の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

$$\text{課徴金額} = \text{カルテル・談合の実行期間中の対象商品又は役務の売上額} \times \text{課徴金算定率}$$

(注) 課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない(旧第7条の2第1項ただし書)。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる(第7条の8第2項)。

イ 課徴金算定率

		大企業		中小企業			
違反対象事業	小売業・卸売業以外	10%	早期解消	8%	4%	早期解消	3.2%
			再度の違反	15%		再度の違反	6%
			主導的役割	15%		主導的役割	6%
			再度+主導	20%		再度+主導	8%
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%
			再度+主導	6%		再度+主導	2.4%
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%
			再度+主導	4%		再度+主導	2%

- (注1) 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない(旧第7条の2第6項)。
- (注2) 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令(当該命令が確定している場合に限る。)等を受けた事業者(当該命令等の日以後において違反行為をしていた者に限る。)に対して適用される(旧第7条の2第7項)。
- (注3) 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される(旧第7条の2第8項)。
- (注4) 「再度+主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される(旧第7条の2第9項)。